

第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件

基本的な考え方

- 1 一定数の住民の署名を収集した住民からの請求、議会からの請求及び市長自らの発議による住民投票制度とすることが適当である。
- 2 議会からの請求や市長自らの発議を設定する場合には、地方自治法の規定等に十分留意する必要がある。
- 3 住民からの請求による住民投票に必要な署名数については、住民投票の投票資格を有する者の4分の1以上とする。

市民検討懇話会での議論・検討内容

住民からの請求による住民投票については、一定数の住民の署名を収集し、市長に対して住民投票を請求することとなる。また、議会が市長に対して住民投票を請求できる制度や、市長が自ら住民投票を発議できる制度についても、これを設定することが適当である。

1 議会からの請求による住民投票及び市長自らの発議による住民投票

常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票や市長自らの発議による住民投票の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型の住民投票条例を議案として提出する必要がある。

しかし、住民投票は、「市政の重要な課題」について実施されるため、「市政の重要な課題」の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まり、条例の議決に至らず、住民投票が実施できないことも考えられる。

常設型の住民投票条例に住民からの請求による住民投票の規定を設定することは当然であるが、議会からの請求による住民投票の規定や市長自らの発議による住民投票の規定についてもあらかじめこれを設定しておくことにより、「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、住民の総意を明確に把握する必要がある場合等において、議会からの請求や市長自らの発議によっても住民投票の実施が可能となる。

2 議会からの請求及び市長自らの発議を設定する場合に留意すべき点

「議会からの請求」や「市長自らの発議」による住民投票については、議会の議決を必要とする制度と、それ以外の方法による制度とが考えられる。これらの制度を設定する場合には、以下の点に留意する必要がある。

(1) 議会の議決を必要とする制度とする場合に留意すべき点

- 議会は、議会の議決すべき事件につき、議員定数の1/2以上の賛成をもって議会に議案を提出することができる（地方自治法第112条）。地方自治法の規定に従う場合、「議員定数の1/2以上の賛成」と異なる設計ができるかについては、慎重に検討が必要である。

なお、常任委員会等についても、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる（同法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項）。

- 議会の議事は、原則、出席議員の過半数でこれを決する（同法第116条）こととされており、これ以外の議決（例えば、3/2以上の特別多数議決や4/1以上の議決）を法律ではない条例により設定することはできない。
- 市長は、議会の議決を経べき事件につき、議会に議案を提出することができる（同法第149条）。この場合においても、出席議員の過半数以外の議決を設定することはできない。

(2) 議会の議決以外の方法による制度とする場合に留意すべき点

- 「議会からの請求」や「市長自らの発議」が可能である住民投票制度を構築した場合において、「住民からの請求」のみを常設型住民投票条例で規定することは、通常考えられない。そのため、この場合、「議会からの請求」や「市長自らの発議」についても常設型住民投票条例の中で規定されることとなる。

また、「議会からの請求」や「市長自らの発議」について議会の議決以外の方法による制度とした場合についても当然に、議会の議決以外の方法について、常設型住民投票条例において規定する必要がある。

- 議会の議決以外の方法については、議会の運営に委ねられることとなり、十分な検討が必要である。

3 住民からの請求による住民投票に必要な署名数

住民投票で示された結果は、住民の意思であり全体の総意とみなされる。その結果には一定の影響があるとともに、市には尊重義務が課せられる。また、必要な署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく住民投票が確定的に実施されることとなる。そのため、住民からの請求による住民投票に必要な署名数の設定については高度の慎重性と厳格性が求められることから、市長選挙における当選者得票数と同程度の数を求めることが適当である。

また、外国人住民や未成年者についても住民投票の権利の対象者とする場合、投票資格者の範囲が広がることから、住民投票の濫用防止の要請が一層高まるものと考えられる。

地方自治法の直接請求（議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求）に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数の3分の1以上である。これら直接請求により行われる住民投票の結果は、法的拘束力を有する。しかし、本市が想定する常設型住民投票条例は、住民投票の結果に対する法的拘束力がない諮問型である。

これらのことを踏まえ、住民からの請求による住民投票に必要な署名数については、住民投票の投票資格を有する者の4分の1以上とする。

(参考) 本市における直接請求等に必要となる署名数等

苫小牧市（人口 174,355人 平成24年7月31日現在）

(本市における直接請求等に必要となる署名数)

苫小牧市（選挙権を有する者 142,600人）

条例の制定・改廃、監査の直接請求 50分の1以上（2,852人）

合併協議会の設置請求 6分の1以上（23,767人）

議会の解散・長等の解職請求 3分の1以上（47,534人）

※ 選挙権を有する者は、平成24年9月2日現在（選挙人名簿定時登録日現在）

(最近の苫小牧市長選挙における当選者得票数)

平成15年4月27日執行 45,737票（次点者 40,445票 投票率65.17%）

平成18年7月9日執行 43,274票（次点者 37,187票 投票率59.36%）

平成22年6月27日執行 46,688票（次点者 28,668票 投票率54.55%）

